

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年12月1日(2011.12.1)

【公表番号】特表2010-525139(P2010-525139A)

【公表日】平成22年7月22日(2010.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2010-029

【出願番号】特願2010-506168(P2010-506168)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 L	45/00	(2006.01)
C 08 L	57/00	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)
B 60 C	9/18	(2006.01)
B 60 C	9/20	(2006.01)
B 29 C	73/02	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 L	45/00	
C 08 L	57/00	
B 60 C	1/00	Z
B 60 C	9/18	M
B 60 C	9/20	L
B 29 C	73/02	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年9月28日(2011.9.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

本発明の一つの具体例は、タイヤトレッドをタイヤカーカスに接着させるためのクッションゴムであって、ジエンゴムと、5～60phr(100重量部のゴム当りの重量部)のガラス転移温度が約20より高く、且つ数平均分子量が2000未満である可塑化用炭化水素樹脂とを含むクッションゴムにある。

特定実施例でのガラス転移温度は60より高く、さらには70より高くことができる。特定実施例ではクッションゴムは10～30phrの樹脂を含むことができる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

本発明の特定実施例では、下記物理的特徴の全部ではないが少なくとも一つの含む可塑化用炭化水素樹脂が使用される：ガラス転移温度(Tg)が20より高く、数平均分子量(Mn)が400～2000g/molである、および/または、多分散指数(Ip)が3未満である(多分散指数Ip=Mw/Mn、ここで、Mwは重量平均分子量である)。本発明の他の実施例では、下記物理的特徴の少なくとも一つを含む可塑化用炭化水素樹脂を

用いることができる：Tgが30 より高く、数平均分子量が500～1500g/mol、および/または、多分散指数が2未満である。本発明のさらに別の実施例ではTgが約50、60さらには70 より高いの樹脂を使用できる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

本発明の特定実施例ではかなり高いガラス転移温度を有するテルペン樹脂を含む。例えば、テルペン樹脂のガラス転移温度は約50 より高く、約60 より高く、さらには約70 より高くすることができる。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0035

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0035】

本発明の特定実施例は基本的に不飽和なジエンエラストマーを用いる。基本的に不飽和なジエンエラストマーとは、少なくとも一部が元のジエンメンバーまたは単位（共役ジエン）の含有率が15モル%より高い共役ジエンモノマーから得られるジエンエラストマーを意味する。基本的に不飽和なジエンエラストマーのカテゴリーの中で、高度に不飽和なジエンエラストマーとは、元のジエン単位（共役ジエン）の含有率が50モル%より高いジエンエラストマーを意味する。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0052

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0052】

こうして得られた混合物を冷却した後、低温度での第2フェーズの機械加工を行う。この第2フェーズは「生産的」フェーズともよばれ、適当な装置、例えばオープンミル中で加硫（架橋）系（硫黄またはその他の加硫剤および促進剤）を混合して仕上げるフェーズである。このフェーズは早過ぎる加硫（スコーチ）から守るために、適当な時間（一般には1～30分間、例えば2～10分間）、いずれの場合も混合物の加硫温度以下の十分に低い温度（一般には120 未満、例えば60～100）で実行される。この第2段階の混合はミルまたはバンブリーミキサーで実行できる。本発明ゴムコンパウンドは混合の上記第1段階または第2段階にゴム組成物中に添加することができる。